

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

兼職・兼業に関わる事務取扱いの特例について（通知）

教育公務員が、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合は、教育公務員特例法（昭和24年1月法律第1号）第17条及び奈良県立高等学校等処務規程（昭和32年6月訓令甲第2号。以下「処務規程」という。）第26条の規定に基づき、所定の手続きによりその承認を受ける必要があります。また、地方公務員が、営利企業等に従事する場合は、地方公務員法（昭和25年12月法律第261号）第38条及び処務規程第27条の規定に基づき、所定の手続きによりその許可を受ける必要があります。

兼職・兼業の承認・許可については、これまで、教職員課においてその業務を行ってきたところですが、今般、処務規程の一部改正に伴い、本通知により指定する業務については、校長において専決できることとします。

については、平成27年4月1日付け申請分から下記の要領により取り扱いますので、所属職員に周知するとともに、承認・許可に際しては厳正に対応願います。

記

1 処務規程第4条第1項第5号の2及び第5号の3の規定に基づき指定する業務

公務ではないが、教育に関する公益性が高く、かつ学校教育に有益なものについて、校長以外の職員が、団体の職に就き、又は団体の業務若しくは団体の主催する業務を行う場合のうち、従事時間が勤務時間外で報酬を得るもの又は従事時間が勤務時間内で報酬を得ないものとします。

なお、団体とは、学校関係団体（PTA・同窓会・後援会等）、教育に関する公益財団法人（全国高等学校体育連盟・日本高等学校野球連盟・産業教育振興中央会・全国商業高等学校協会等）又は公益社団法人（全国高等学校文化連盟、全国工業高等学校長協会等）、教育に関係している非営利型法人である一般財団法人（奈良県高等学校野球連盟等）を指します。

2 承認・許可の基準

承認・許可できるものは、1の場合のうち、次の条件をすべて満たすものであること。

(1) 公務の遂行に支障がないこと。

(2) 教員としての信用を失墜させるおそれがないこと。

(3) 報酬を得る場合、受領する額が当該業務の対価として社会通念上妥当な額であること。

なお、判断が難しい場合は、校長は、事前に教職員課に相談すること。

3 承認・許可の期間

承認・許可の期間は、当該年度内とします。

4 法令遵守の義務

承認・許可を受けずに、教育に関する他の職を兼ね、教育に関する他の事業若しくは事務に従事し、又は営利企業等に従事した場合は、教育公務員特例法第17条違反や地方公務員法第38条違反として懲戒処分の対象となることがあります。

5 承認・許可の手続き

(1) 申請

職員は、承認・許可を受けようとする場合は、あらかじめ「兼業承認・許可伺及び従事報告書」（別添様式1、様式2）の兼業承認・許可伺欄に必要事項を記入・押印し、当該用紙に記載内容等が正確であることを明らかにする書類（PTA等の団体からの依頼文書、従事する詳細日程が分かる資料等）を添付して、校長に願い出ること。

(2) 承認・許可

校長は、前記2の条件をすべて満たすと判断した場合は、「兼業承認・許可伺及び従事報告書」の承認・許可欄に押印し、専決すること。承認・許可後は、速やかに当該用紙を申請者（同一の業務について複数名による申請がされた場合は、代表者）に返却し、承認・許可された旨を伝えること。

(3) 報告等

承認・許可された業務に従事した後、申請者は、「兼業承認・許可伺及び従事報告書」の従事報告書欄に必要事項を記入・押印し、速やかに当該用紙を校長に提出して報告すること。

校長は、職員からの報告事項を確認し、確認欄に押印すること。また、「兼業承認・許可伺及び従事報告書」の用紙ごとに、記載された事項が正確かつ適法であることを下部に証明すること。

なお、校長は、4月から9月までの期間に証明を終えたものはその年度の10月末日までに、10月から翌年3月までの期間に証明を終えたものは次年度の4月末日までに、「兼業承認・許可伺及び従事報告書」の写し（添付書類の写しも含む。）を整え、教職員課長に一括して提出すること。また、提出した書類の原本は、10年間保存すること。

6 その他

参考資料 「兼職・兼業に関わる事務取扱いの特例について Q&A」

奈良県立高等学校等処務規程の一部を改正する規程（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(専決事項)</p> <p>第四条 校長は、別に定めがあるもののほか、次の事項について専決することができる。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 職員の休暇、職務に専念する義務の免除 その他勤務しないことについての処理に関すること。</p> <p>五の二 <u>第二十六条に規定する承認に関すること</u>（教育長が指定するものに限る。）。</p> <p>五の三 <u>第二十七条に規定する許可に関すること</u>（教育長が指定するものに限る。）。</p> <p>六 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第四条 校長は、別に定めがあるもののほか、次の事項について専決することができる。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 職員の休暇、<u>服務</u>に専念する義務の免除 その他勤務しないことについての処理に関すること。</p> <p>六 略</p> <p>2及び3 略</p>